

告 示

埼玉県告示第九十号

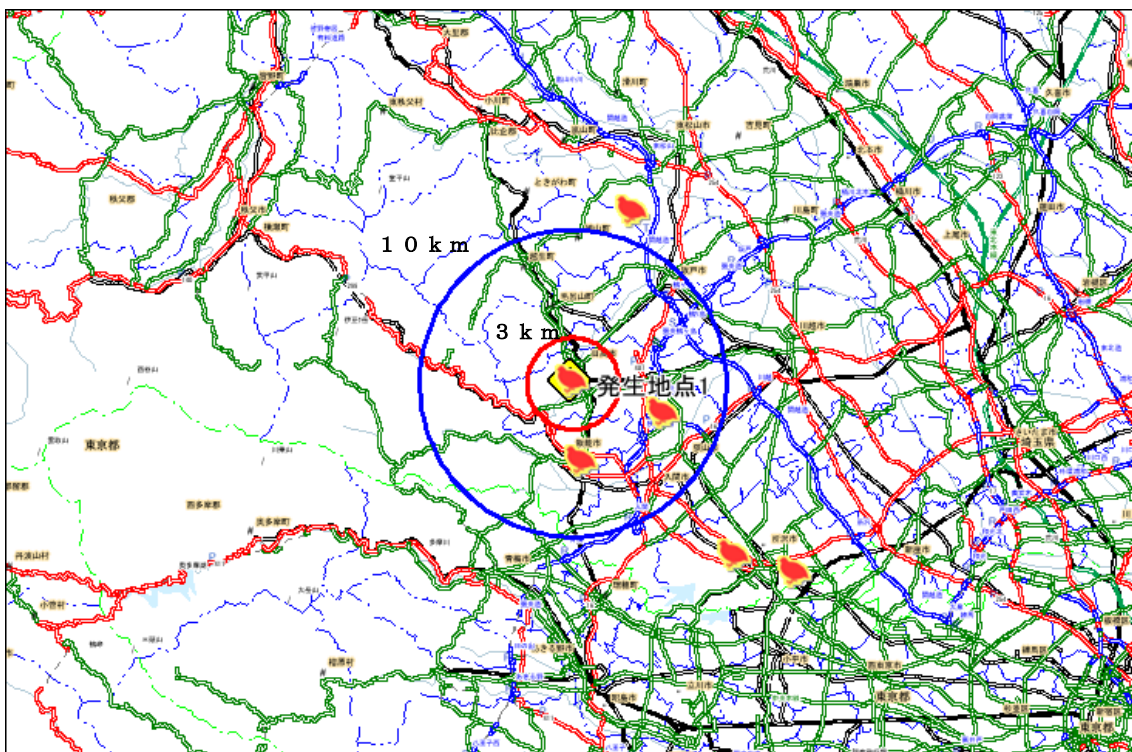
高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、埼玉県家畜伝染病予防法施行細則（昭和二十八年埼玉県規則第三十三号）第四条の規定により、次のとおり家畜等の移動及び移出を禁止し、又は制限する。

令和五年二月一日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 禁止し、又は制限する家畜等
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにその死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれがある物品
- 二 禁止し、又は制限する期間
令和五年二月一日から当分の間
- 三 禁止し、又は制限する区域
- イ 移動を禁止する区域
別図のとおり（令和五年二月一日に疑似患畜が確認された日高市内の農場（ロ）において単に「農場」という。）を中心とする半径三キロメートル以内の区域について家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十四条第三項の規定により鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥を移動させてはならない旨を指示した区域）
- ロ 移動及び移出を制限する区域
別図のとおり（農場を中心とする半径十キロメートル以内の区域について家畜伝染病予防法第十四条第三項の規定により鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥を移動及び移出させてはならない旨を指示した区域）

別図



■ 移動制限区域は、発生農場から半径 3 k m 以内の区域

■ 搬出制限区域は、移動制限区域の外側で発生農場から半径 10 k m 以内の区域